

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する研究会
(第8回)議事概要**

1. 日時: 2024 (令和6) 年3月26日 (火) 10:00~10:26

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川県立大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学名誉教授)、
春日教測構成員 (甲南大学経済学部教授)、
北口善明構成員 (東京工業大学学術国際情報センター准教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)

(2) オブザーバ:

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、
ソフトバンク株式会社、ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社

(3) 事務局 (総務省総合通信基盤局):

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長
堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定
に関する報告書 (案)」について

5. 議事録

【宇仁補佐】 事務局の基盤局基盤整備促進課の宇仁でございます。

定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお

願いいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能など必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

これより先の議事進行は、関口主査にお願いできればと思います。関口主査、お願いいたします。

【関口主査】 皆様、おはようございます。年度末のお忙しいところに御参集賜りまして、どうもありがとうございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会、第8回会合を開催いたします。

まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。

議事次第、資料1及び資料2、参考資料1、2及び3を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。前回会合で御了承いただきました報告書案につきまして、パブリックコメントを34日間行いました。その結果とその意見に対する考え方などを事務局から説明していただき、その後、議論に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省の大堀でございます。資料1及び資料2について御説明申し上げます。

まず資料1を御覧ください。先月2月7日から今月11日まで34日間、パブリックコメントを実施し、法人・団体6件、個人1件の計7件の御意見を頂戴しました。これらを報告書案の項目別、項目順に並べ、整理したものが2ページ目以降になります。表の左側に御意見をそのまま引用させていただきまして、通し番号を振らせていただきました。それぞれに対応する形で、その右側に御意見に対する考え方の案を記載し、通し番号を一致させてございます。本日は、この考え方の案を中心に御議論いただきたいと思います。

2ページ目を御覧ください。大項目2番目「区域指定」について、その基本的な考え方などについて、「意見1」から「意見3」まで3つの御意見を頂戴しました。「意見1」及び「意見3」は実態に即した算定方法を求める御意見でございまして、「意見2」は公設地域の取扱いに係る賛同意見でございました。今後の検討や見直しの参考とさせていただきます。

3 ページ目を御覧ください。需要の考え方について「意見 4」を頂戴いたしました。賛同の御意見でございまして、引き続き検討をさせていただきたいと思っております。

4 ページ目に移らせていただきます。「意見 5」及び「意見 6」は町字別の回線密度の精緻化として「非可住地面積」の取扱いについて、そして「意見 7」及び「意見 8」は町字から局舎までの距離の補正について、それぞれ御意見を頂戴いたしました。いずれも今後の総務省の検討の視点を頂戴したのになっており、参考にさせていただきたいと思っております。

5 ページ目を御覧いただきたいと思っております。「意見 9」になります。除却損の取扱いに関連する事柄といたしまして、大規模な設備復旧による多大なコストが発生した場合の個別の取扱いについて御意見を頂戴いたしました。今後の総務省における検討の際の参考とさせていただきます。

次に、「意見 10」及び「意見 11」でございまして、同趣旨の指摘といたしまして、中継回線及び海底ケーブルについてそれぞれ御意見を頂戴いたしました。次のページの「意見 12」も海底ケーブルに関するものになっております。いずれも総務省において検討する際の参考とさせていただきます。

次に、「意見 13」及び「意見 14」でございまして、設備利用部門コストの算定につきまして、今後、総務省において検討する際の視点を頂戴したのになっております。参考にさせていただきます。

区域指定の最後といたしまして、入力値の論点について「意見 15」を頂戴しております。今後、総務省が公募を行う際の参考とさせていただきます。

7 ページ目を御覧ください。大項目 3 番目「交付金算定」について、その基本的な考え方について「意見 16」から「意見 18」まで 3 つの御意見を頂戴しております。いずれも基本的に賛同の御意見でございまして、特異判定式の適用やその適用期間などについては継続検討課題とされており、それぞれからいただいた視点は、今後の総務省令の策定ですとか検討などの際の参考にさせていただきたいと思っております。

8 ページ目を御覧いただきたいと思っております。続いて、アクセス回線部門コストの算定対象の設備範囲につきまして、「意見 19」から「意見 21」まで 3 つの御意見を頂戴しております。このうち「意見 21」は、「FTTHにおける収容ルータ」及び「ワイ固専用型の 5G コア」について例外的取扱いをする場合、総務省における毎年の精査の上で、内容整理後に公表する趣旨を報告書案に明記すべきとの御意見でございました。

「意見20」に関しましてもその趣旨と同じものになっておりまして、この点、前回、前々回のこのコスト算定研究会の中でも、その趣旨を私、事務局から御答弁申し上げたところでございます。趣旨明確化のため、「意見21」の右側に記載させていただいた「修正案」と書かせていただいている部分の下線部分のとおり、加筆をさせていただきたいと考えております。

次に、共通費の配賦基準でございます。「意見22」から「意見24」まで3つの御意見を頂戴いたしました。「意見22」及び「意見23」は賛同意見であり、「意見24」はこれまでのコスト算定研究会における議論の中でも出ていた御意見と思います。いずれも御意見として頂戴いたしたいと思います。

10ページ目を御覧ください。海底ケーブルと陸揚局について、「意見25」及び「意見26」を頂戴いたしております。報告書案にありますとおり、今後、総務省において検討を深めてまいりますので、その際の参考とさせていただきたいと思います。

11ページ目を御覧ください。このページ以降は、その他項目に関する御意見になりません。

災害時等、有事における役務維持、早期復旧用の設備について、「意見27」及び「意見28」の2つの御意見、そして「意見28」につきましては、入力値の公募につきましても御意見を頂戴いたしました。「意見27」につきましては、総務省において今後、慎重に検討する際の参考とさせていただき、「意見28」につきましては、先ほどの区域指定の入力値に関する御意見への考え方と同一とさせていただきたいと思います。

次に、報告書案の「おわりに」につきまして御意見を頂戴しております。「意見29」です。これについては、交付金による支援とその原資たる負担金のバランスに配慮する観点既に報告書案の各項目に盛り込まれておりますので、原案のままさせていただき、今回いただきました御意見は総務省における今後の検討の際の参考とさせていただきたいと思います。

最後に12ページ目を御覧ください。継続検討課題に関する「意見30」につきまして、この研究会も含め、有識者の御意見を賜りながら、今後、総務省において検討を深める際の参考とさせていただきたいと思います。「意見31」とそれに対する考え方は記載のとおりでございます。

続きまして、資料2を御覧ください。こちらは、パブリックコメントに付したバージョンの報告書案に対し、先ほど御説明申し上げましたパブリックコメントを踏まえた修正と、

パブリックコメント開始後に事務局で行った修辭上の修正と資料編への追記などを赤字の見え消しで表した報告書案になっております。

33ページ目を御覧いただきたいと思います。ここから1点、事務局から御提案をさせていただきたいことがございます。今映写をさせていただいている33ページ目も含めでございますが、この報告書案には審議会答申案の内容に連動する部分がございます。今映写している利用部門コスト部分であれば、原案では「(iii) 考え方」の上から4行目のところでございますが、読み上げさせていただきますと、「ワーキンググループにおいて、交付金の算定対象とするか否か、政策的見地から検討が進められているため、その議論の結果に従うことが適当である。」とされておりました。しかし、同時並行で議論が進められてきた審議会ワーキンググループの結論である答申案も、明日、あさつてには確定する見込み、段階となっております。よって、見え消しをさせていただきましたとおり、現時点でのパブリックコメントに付された審議会答申案の書きぶりに連動させていただく修正を施させていただきます。この部分につきましては、「ワーキンググループにおいて、交付金の算定対象とするか否か、政策的見地から検討が進められ、標準判定式におけるコスト算定の対象外とすることが適当とされた。これに従うことが適当である。」としてはいかがかと考えております。

これと同内容のものがこの後60ページ目にもございますので、御確認をお願いしたいと思います。その上で、あさつてまでに審議会答申案のこうした連動する部分の内容が確定いたしますれば、見え消し部分の内容は溶け込ませた形にして報告書を確定させ、もしそのままでは確定しなかった場合には、見え消しを取りやめ、原案のまま確定させてはいかがかと考えます。

このため、本日の研究会の御議論でございますけれども、例えばでございますが、報告書案の内容は、こうした審議会答申案に連動する見え消し部分については御留保を賜りつつ、全体の内容について確定いただくべく御審議いただき、最終的にこの報告書が報告書としての取りまとめ、確定といたしますのが審議会答申案の確定日と連動させるということを図っていただくべく、関口主査預かりに御整理をいただいております。

以上になります。御審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。それでは、議論に移りたいと思います。

どの項目からでも結構でございますので、御意見等いただける方は、チャットもしくはは

御発声にてお知らせをいただければ幸いです。どうぞお願いいたします。

今回頂戴いたしましたパブリックコメント、御意見、御参加いただいているオブザーバからも多く頂戴しておりますので、オブザーバの方で補足等あるいは追加の意見が口頭でございましたら、オブザーバの方からも御発言をいただければと存じますが、いかがでございましょうか。

相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 基本的に内容については、あるいは扱いについては賛同いたします。ちょっと確認させていただきたいんですけども、報告書としての最後のところに資料編と書かれていて、実際に資料となるのはどこまでなのかというのがちょっと、ぱらぱらとめくったところでは分かりにくかったので確認させていただければと思います。

下のページで言う80ページまでということで、参考資料というのは本日の参考資料ということで、報告書の一部ではないという理解でよろしゅうございますでしょうか。

【大堀企画官】 事務局でございます。おっしゃるとおりでございます。先生方に事務局から事前にお送りしたPDFファイルが1つにまとまったファイルになっております関係で誤解されやすいかと思えます。実際に紙で印刷されていたり、あるいは総務省ホームページでリンクを御覧いただいている方につきましては、本体の資料2の資料編は相田先生御指摘いただいたとおりで、判別いただけるかと思えます。80ページ目までで資料としては切れております。資料編につきましては、64ページ目の右上に資料1、65ページ目の右上に資料2、そして66ページ目の右上に資料3と振らせていただいて、それが80ページ目まで続いて、終わるということになります。そして、御指摘のとおり、参考資料1、参考資料2、参考資料3は本日の会議資料ということになります。失礼いたしました。

【相田主査代理】 ありがとうございます。

【関口主査】 ほかにいかがでございましょうか。

感想めいたことでも構わないんですけども、どなたからでも結構です。御発言いただければ幸いです。いかがでございましょうか。よろしいでしょうかね。

【相田主査代理】 高橋先生が手を挙げていらっしゃるようですけれども。

【関口主査】 失礼しました。見ていませんでした。高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 私もおおむね報告書の修正とその後の取扱いに関しては事務局の提案でよいと思いますが、パブリックコメントを見た限りだと、もうちょっとヒアリングの、

ロセスにおいて、ヒアリングのところでヒアリングの対象を少し広げておいたほうがよかったのかなという感想を抱きました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。これは感想ということでよろしゅうございますね。

【高橋構成員】 はい。特段意見は。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかいかがでございましょうか。

【宇仁補佐】 事務局です。春日先生が。

【関口主査】 春日先生ですか。春日先生、お願いします。

【春日構成員】 春日です。報告書をまとめていただいてありがとうございました。全体としての内容と今後の方針につきましては全く異論ございません。賛同の意見を表明したいと思います。

パブリックコメント、頂いたものを見ると、検討の段階からいろいろ議論をしていましたけれども、やはりこれから継続検討でいろいろ考えていかなければいけないことが山積みになっております。それに対して我々も一応議論したつもりですけれども、「今後検討するときに忘れないでくださいね」という念押しの意見が非常に多かったように思います。これで一区切りつきますが、引き続き考えていかなければいけないとの思いを新たにしたところでございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。砂田先生、お願いいたします。

【砂田構成員】 ありがとうございます。私もパブリックコメントを拝見すると、ちょっと個人の方は別としまして、事業者の方々の御意見に関しては、研究会の中でも発言なさっていたものが結構あるなという印象で、特に全く違う観点からの御意見ではなかったのではないかという感想を持ちました。事務局のまとめた方向で報告書を整理いただいて、最後の確定については関口主査にお任せしたいと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

北口先生、何かコメントいただけますでしょうか。

【北口構成員】 私のほうも異論ございません。最後の考え方の部分に関しましても、関口先生にお任せしたいと思っております。コメントも今後の継続検討のために必要な念押しということで承知しております。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

オブザーバの皆様から何か御発言いただけるようであればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特によろしいですか。特に手が挙がらないようでありますので、あまりだらだらやってみようがないので、本日説明いただきましたパブリックコメントに対する考え方の案、それから報告書の一部訂正をした案につきましては、本日、事務局の案のとおりにさせていただきますたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【関口主査】 ありがとうございます。それでは、今後、多少の修正が、字句の修正等がございますかもしれませんが、その場合には私に一任という形でお任せをいただくというふうにさせていただきたいと思います。

なお、先ほど大堀企画官から確定の日付について少しお話がありました。今週、審議会答申が早ければ木曜日に確定するというので、そこまで少しペンディングをさせていただきたいというお話がございましたので、特にこの情報通信審議会 電気通信事業政策部会の答申案に連動する箇所につきましては、その確定を待って、多少の修正がある場合にはそれに従うという形で、確定時期をそこまで待って一致させるということをお願いしたいと思っております。

ということで、報告書の確定日付につきましては、審議会答申案まで私のほうで預らせていただくという形にさせていただければと存じます。

早ければ、あさって木曜日には報告書として確定できるのではないかと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、次回につきまして事務局からお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。本日もありがとうございます。次回会合の詳細は追って御連絡いたします。よろしくをお願いいたします。事務局からは以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会、第8回会合を終了いたしたいと存じます。

本日もどうもありがとうございました。これにて失礼します。

(事務局後記)

この研究会の報告書は、その後、上述の「審議会答申案」に当たる「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申案(情報通信審議会)が、2024(令和6)年3月28日にパブリックコメントを踏まえた修正を行った上で確定されたため、これに連動して、上述の事務局提案のとおり、修正が反映され、同日、確定されました。確定された報告書は、次の総務省ホームページをご参照ください。(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban07_02000032.html)

(以上)